

## 豊後高田市週休2日工事实施要領（港湾工事編）

令和7年7月1日改正

### 1 趣旨

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、豊後高田市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向け「週休2日工事」を実施するものである。

### 2 週休2日の定義

#### (1) 現場閉所型週休2日制

起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり、4週目の日曜日まで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、それぞれの期間に含まれる休日の日数分の閉所日または休日の取得があるものとする。休日は、「現場閉所単位」での確認を基本とし、現場特性により受発注者協議のうえ「個人単位」での確認とすることができる。

### 3 対象工事

#### (1) 現場閉所型週休2日制

豊後高田市が発注する港湾事業の工事とし、対象工事は特記仕様書に週休2日対象工事（現場閉所型）であることを明示する。ただし、以下①～③の工事は除く。

- ① 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事
- ② 緊急を要する工事（災害復旧における応急工事など）  
※災害の本復旧工事は現場閉所型の対象とする。
- ③ その他発注者が指定する工事

以下については、現場での作業に該当しないものとする。

- ア. 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）
- イ. 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業
- ウ. その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

### 4 対象期間

対象期間は、事着手日以降の最初の土曜日から工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までの期間又は工事着手日以降の最初の月曜日から工事完了日直前の1期間の

末日となる日曜日までの期間とし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。

## 5 発注方式

受注者希望型による現場閉所型週休2日制を基本とする。

## 6 実施内容

### (1) 受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休2日工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

- ① 週休2日工事を行うことでの、工期変更は認められない。
- ② 作業日が恒常的な残業となってはならない。

### (2) 計画工程表の提出

受注者は、「現場閉所型週休2日制」に取り組む場合、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を、「個人単位」で確認する場合は技術者等全員の「休日取得状況を記した一覧」を監督職員に提出する。

計画工程表の作成に当たっては、上記「2 週休2日の定義」及び「4 対象期間」を反映させることとする。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の変更取得計画を監督員に提出すること。

### (3) 看板等による表示

受注者は、「週休2日工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙 表示例）。

### (4) 実施報告

受注者は、休日の取得状況をとりまとめ、豊後高田市公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際には提示する。

### (5) 休日の変更

「現場閉所型週休2日制」において、不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合は、1期間（4週間）内に振替えることができるものとする。ただし、「週間工程表」または「休日取得状況を記した一覧」に当該出勤者の出勤日について、出勤日、代休日を記載すること。

また、天候不良については、不測の事態等と認める。

### (6) 達成の判断

対象期間内において、1 期間（4 週間）のうち 8 日以上現場閉所を行っていること。  
また、「土曜」「日曜」「祝日」の合計日数分以上の現場閉所を行っていること。

(7) 監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

7 労務費等の取り扱い

(1) 現場閉所型週休 2 日制

当初の予定価格から 4 週 8 休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乘じるものとし、施工後に休日の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たないものは、補正分を減額変更するものとする。

港湾工事市場単価による積算にあたっては、別紙に示す補正係数を乘じるものとする。

補正係数等については、下記を適用するものとする。

なお、港湾課所管工事において、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種区分を有する積算基準により下記（ア）または（イ）を適用するものとする。

(ア) 港湾土木工事積算基準及び公共建築工事積算基準以外によるもの（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）

休日の形態	労務費	共通仮設費率	現場管理費率	率 (休日/28 日)
4 週 8 休	1.02	1.01	1.02	28.5%

※労務費補正の対象は、公共工事設計労務単価及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

(イ) 港湾土木工事積算基準によるもの

休日の形態	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
4 週 8 休	1.02	1.02	1.03

8 工事成績評定の取り扱い

上記 4、5 に基づき週休 2 日が達成できた場合、工事成績評定において評価する。なお、達成出来なかった場合においても減点を行わない。

本措置による評価は、令和 7 年度内に完成した工事までを対象とする。

9 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行し、令和6年度当初予算の議決の日以降に起案する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年5月10日から施行し、令和6年5月15日以降に当初起案する設計書の工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行し、令和6年7月15日以降に当初起案する設計書の工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行し、令和6年10月15日以降に当初起案する設計書の工事に適用する。

附 則

この要領は、令和7年3月21日から施行し、令和7年4月1日以降に当初起案する設計書の工事及び令和7年4月1日時点で契約中の工事に適用する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行し、令和7年7月15日以降に当初起案する設計書の工事に適用する。

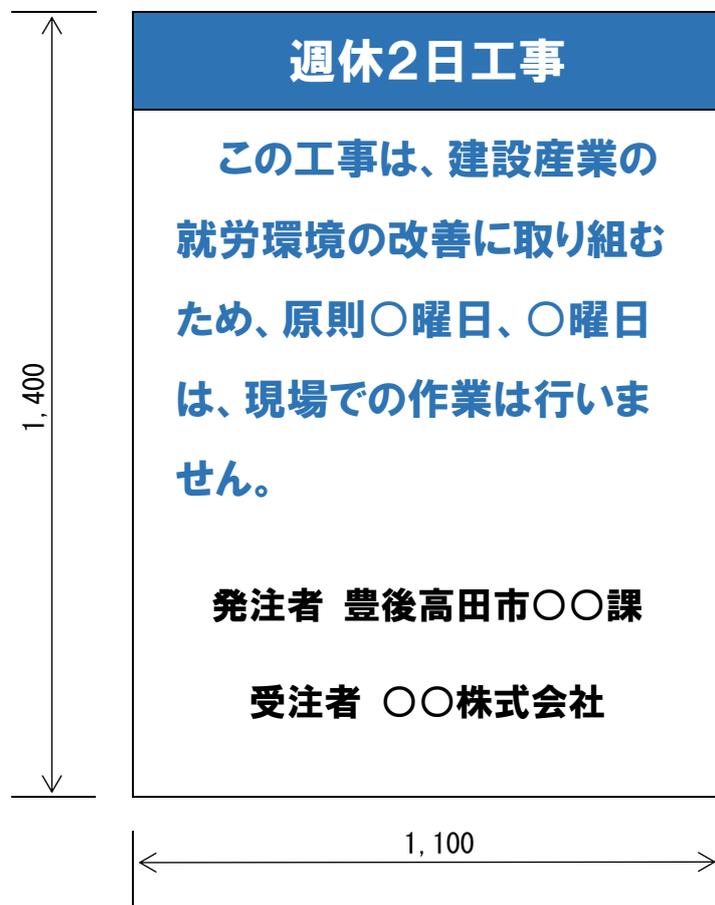
別紙「港湾工事市場単価の補正について」

下記工種において港湾工事市場単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

工種	適用	市場単価 補正係数
底面工		1.01
マット工	(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
支保工		1.02
足場工		1.01
鉄筋工		1.02
吊鉄筋工		1.02
型枠工		1.02
コンクリート打設工	(ポンプ車打設)	1.02
コンクリート打設工	(ポンプ車打設以外)	1.02
止水板工		1.02
上蓋工		1.02
伸縮目地工		1.01
係船柱取付		1.02
防舷材取付		1.02
車止・縁金物取付		1.02
係船柱撤去		1.02
防舷材撤去		1.02
車止撤去		1.02
電気防食取付		1.02
防砂目地板取付工	(陸上施工)	1.02
防砂目地板取付工	(水中施工)	1.02
吸出し防止工	(陸上施工・海上施工)	1.02
港湾構造物塗装工	(係船柱・車止・縁金物)	1.01
ペトラタム被覆		1.02
現場鋼材溶接・切断工	(陸上施工・海上施工)	1.02
現場鋼材溶接・切断工	(水中施工)	1.02
かき落とし工		1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.01
汚濁防止枠設置・撤去		1.01

灯浮標設置・撤去		1.01
汚濁防止膜保守管理	(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.00
汚濁防止膜保守管理	(海上目視点検作業船なし)	1.02
異形ブロック製作	型枠工	1.02
異形ブロック製作	コンクリート打設工	1.02

別紙 表示例（工事看板）



# 週休2日工事（現場閉所型） 休日の考え方

（港湾工事編）

## 〈基本的考え方（土曜日起算の場合）〉

- ・起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4週間を1期間とする(4週間単位で確認)。
- ・1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ・1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合では、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ・工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない)。
- ・工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを評価対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は評価対象としない)。

※港湾課所管工事の場合は、休日日数で考える。(休日率ではない)

	月	火	水	木	金	土	日
計画	14	15	16	17	18	19	20
実績				着手日	評価対象外	休日1	休日2
計画	21	22	23	24	25	26	27
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3	休日4
計画	28	29	30	7/1	2	3	4
実績	出勤	出勤	出勤	雨振替	出勤	休日5	休日6
計画	5	6	7	8	9	10	11
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7	休日8
計画	12	13	14	15	16	17	18
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1	休日2
計画	19	20	21	22	23	24	25
実績	振替	出勤	出勤	祝日3	祝日4	休日5	休日6
計画	26	27	28	29	30	31	8/1
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7	休日8
計画	2	3	4	5	6	7	8
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日9	祝日10
計画	9	10	11	12	13	14	15
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	夏季	夏季1	夏季2
計画	16	17	18	19	20	21	22
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3	休日4
計画	23	24	25	26	27	28	29
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5	休日6
計画	30	31	9/1	2	3	4	5
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7	休日8
計画	6	7	8	9	10	11	12
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤		

- ・着手日以降の最初の土曜日から4週間(28日)を1期間とする
- ・工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない
- ・雨などによる突発的な現場閉所日もカウント可能
- ・1期間(4週間)内に8日間の閉所日があることを確認する

- ・1期間の中に祝日がある場合、その日数分を含めた休日を確保する
- ・振替休日は祝日としてカウントしない

例)1サイクルの中に祝日2日間ある場合  
土日8日+祝日2日=10日間の休日を確保

- ・原則、夏季休暇3日間連続して取得
- ・夏季休暇が土曜日、日曜日、祝日と重なった分はカウント可能  
(休日以外はカウント不可)

計画	20	21	22	23	24	25	26
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1	休日2
計画	27	28	29	30	31	1/1	2
実績	出勤	出勤	年末年始	年末年始	年末年始	年末年始3	年末年始4
計画	3	4	5	6	7	8	9
実績	年末年始	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5	休日6
計画	10	11	12	13	14	15	16
実績	祝日7	出勤	出勤	出勤	出勤	休日8	休日9
計画	17	18	19	20	21	22	23
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	評価対象外	
計画	24	25	26	27	28	29	30
実績				評価対象外			
計画	31	2/1	2	3	4	5	6
実績				評価対象外	完成		

- ・原則、年末年始休暇6日間連続して取得
- ・年末年始休暇も夏季休暇と同じ考え方

- ・最終期間が4週間に満たない場合は、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない